第77回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

- 1 日 時 令和3年4月27日(火)午後2時30分~午後5時
- 2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室
- 3 出席者
- (1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

矢倉会長、中井委員(ウェブ会議の方法で出席)、島村委員(ウェブ会議の方法で出席)、曽 我部委員(ウェブ会議の方法で出席)、岡田委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

- 4 議題
 - (1)継続案件の調査審議
 - (2) 第76回会議要旨の確認
- 5 議事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が 即時に伝わることを確認した。

議題(1)継続案件の調査審議

- ○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。
- ○5件のうち4件については、次回以降引き続き審議することとした。
- ○案件番号「平28-職2」について、次のとおり、一部は条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当せず、また、その余は、条例第5条第1項第2号アに掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。
 - ・「平28-職2」に係る表現活動のうち一部は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わない。
 - ・その余の表現活動(以下「本件その余の表現活動部分」という。)は、条例第5条第1項第 2号アに掲げる表現活動に該当する。
 - ・条例第2条第1項第1号ア、イ及びウ並びに第2号ア及びイの各規定によれば、表現活動が ヘイトスピーチに該当するためには、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又 は当該個人により構成される集団(以下「特定人等」という。)に関する表現活動であるこ とが要件となっている。これは、表現活動が、特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、 社会からの排除、権利若しくは自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別の意識若しくは 暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること、及び、同じく、特定人 等の人種又は民族の属性を問題にして、相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷をするもの又は 脅威を感じさせるもののいずれかに該当するものであることが、当該表現活動において社 会通念上認められることを要件としていると解される。
 - ・本件その余の表現活動部分は、大阪市内在勤と考えられる者(以下「本件大阪市内在勤者」 という。)に対する何らかの不満を表明する目的で投稿したものであると認められるものの、 その不満の表明については、本件大阪市内在勤者が大阪の人であることを問題として行わ

れたものとしか認めることができない。よって、本件その余の表現活動部分に係る表現活動 を行ったものが、表現活動において本件大阪市内在勤者の人種又は民族の属性までも問題 にしているとは、社会通念上認められない。

・以上から、本件その余の表現活動部分は、上記で示した要件を満たしておらず、条例に規定する特定人等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しない。

議題(2)第76回会議要旨の確認

○第76回の会議要旨を確定した。

以上